

(1) 新規設立

<根拠法・条文等>

- ① 発起人（組合員になる意思のある者）を3人以上集める  
・定款、事業計画、収支予算の作成

令和4年10月1日以降

- ① 創立総会の開催の日時、場所、定款の公告  
（会議開催日の少なくとも2週間前まで）

（法第23条第1項・  
第2項）

② 創立総会の開催

- ・定款の承認、事業計画、収支予算、役員を選任などを議決し、又は役員選挙を行い、議事録を作成する。
- ・組合員たる資格を有する者でその会日までの発起人に対して設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。
- ・創立総会で理事が選任された以降に理事会を開催し代表理事を選定する。その他、定款に代表理事の氏名（最初の代表理事に限る）を直接記載する方法等もある。

（法第23条第3～7項、  
法第32条第3項ただし書、  
同条第12項）

- ③ 発起人から理事へ事務引継

（法第24条）

- ④ 出資の第1回の払込み

（法第25条）

⑤ 設立の登記

主たる事務所の所在地を管轄する法務局で設立の登記をすることで**組合が成立**する。

（法第26条）

（次ページへ続く）

<根拠法・条文等>

⑥ 行政庁への成立の届出

組合成立後 2 週間以内に、登記事項証明書、定款、役員の氏名及び住所を記載した書面を添えた成立届書を、行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届け出る

（法第 27 条、132 条、  
労協法施行規則第 5 条各号）

## (2) 企業組合からの組織変更

<根拠法・条文等>

令和4年10月1日以降

- ① 組織変更の議決総会招集の通知（総会の2週間前）
- ・「組織変更計画の要領」「組織変更後の労働者協同組合の定款」を総会の招集案内と合わせて通知する

(労協法附則第5条  
・中協法第49条第1項)

- ② 組織変更の議決総会の開催
- ・「組織変更が効力を生ずる日(効力発生日)」等を定めた組織変更計画について、総会の議決により承認する。議決は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による**特別決議**を必要とする。

(労協法附則第5条  
・中協法第53条)

- ③ 組織変更の議決等の公告及び債権者異議申述公告
- ・組織変更の議決の内容及び貸借対照表を公告。
  - ・組織変更をする旨及び公告の日より一定期間（1月以上の期間）債権者が異議の申し立てを行い得ることも併せて官報公告し、かつ、知っている債権者に対し格別に催告する（定款の定めに従い、官報のほか日刊新聞紙又は電子公告によりするときは、格別の催告は不要）。
- ※官報公告については、公告を申し込んでから掲載まで1～2週間程度を要する。

(労協法附則第6条)

組織変更をする企業組合は、効力発生日に組合となるが、③の手続きが終了していない場合には組織変更の効果は生じない。

(労協法附則第11条第1項・  
同条第3項)

- ④ 新法人の組合員加入をする者へ「組織変更後組合」の出資の割当て

(労協法附則第8条)

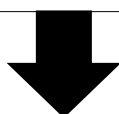
(次ページへ続く)

⑤ 組織変更登記（解散登記＋設立登記）

- ・効力発生日から2週間以内に、法務局へ企業組合の登記、組織変更登記申請をする。その後一定期間を経て登記事項証明書が発行されるので、当該証明書の他添付書類を添えて、組織変更を行政庁へ届け出る。
- ・効力発生日以降に理事会を開催して代表理事を選定。その他、組織変更計画書において、定款に定める事項として代表理事の氏名（最初の代表理事に限る）を記載しておき、当該組織変更計画書を承認する方法等もある。

※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ相談することが望ましい。

（労協法附則第15条第1項、  
第12条・労協法第27条  
・労協令第3条第1項）



⑥ 組織変更の届出

- ・企業組合を管轄する行政庁（財務大臣の所管に属する事業を行わないものにあつては、管轄都道府県知事。財務大臣の所管する事業を行うものについては中協法第111条第1項参照）に対し、遅滞なく、組織変更の届出
- ・労働者協同組合を管轄する行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に対しては、効力発生日から2週間以内に、組織変更の届出。

（労協法附則第12条・  
労協法第27条・第132条  
・中協法第111条第1項）

【補足事項】組織変更計画に規定する事項（労協法附則第5条第4項）

- ① 組織変更後の組合の事業、名称及び事務所所在地
- ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
- ③ 組織変更後組合の理事の氏名
- ④ 組織変更後組合の監事の氏名
- ⑤ 組織変更する企業組合の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後組合の出資口数又は、その口数の算定方法
- ⑥ 組織変更する企業組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項
- ⑦ 効力発生日
- ⑧ その他、厚労省令で定める事項

### (3) NPO 法人からの組織変更

令和4年10月1日以降

<根拠法・条文等>

- ① 組織変更の議決に係る社員総会の案内(総会の2週間前)
- ・「組織変更計画の要領」「組織変更後の労働者協同組合の定款」を総会の招集案内と合わせて通知する。

(労協法附則第16条、  
NPO 法第14条の4)

- ② 組織変更社員総会の開催
- ・「組織変更が効力を生ずる日(効力発生日)」等を定めた組織変更計画について社員総会の議決により承認する。
  - ・議決は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の4分の3以上の賛成を要件とする。
  - ・定款には、組織変更時財産額及び特定残余財産の処分に関する事項も定めなければならない。特定残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、当該帰属先はNPO 法第11条第3項の各号に掲げられる者のうちから選定されるようにしなければならない。

(労協法附則第16条、  
第5条第4項  
NPO 法第31条の2  
・NPO 法第11条第3項、  
労協法附則第18条)

- ③ 組織変更の議決等の公告及び債権者異議申述公告
- ・組織変更の議決の内容及び貸借対照表を公告
  - ・組織変更をする旨及び公告の日より一定期間(1月以上の期間)債権者が異議の申し立てを行い得ることも併せて官報で公告し、かつ、知れている債権者に対し格別に催告する(定款の定めに従い、官報のほか日刊新聞紙、電子公告又は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により公告するときは、格別の催告は不要。)
- ※官報公告については、公告を申し込んでから掲載まで1~2週間程度を要する。

(労協法附則第19条・  
第6条第1項・第3項・  
NPO 法第28条の2第1  
項・NPO 法施行規則第3条  
の2第2項)

組織変更をする NPO 法人は、効力発生日に組合となるが、③の手続きが終了していない場合には組織変更の効果は生じない

(労協法附則第19条・  
第11条第1項・同条  
第3項)

- ④ 組合員となる者へ「組織変更後組合」の出資の第1回の払込み

(労協法附則第17条)

(次ページに続く)

⑤組織変更登記（解散登記＋設立登記）

- ・効力発生日から2週間以内に、法務局へNPO法人の組織変更登記申請をする。その後一定期間を経て登記事項証明書が発行されるので、当該証明書の他添付書類を添えて、組織変更を行政庁へ届け出る。
- ・効力発生日以降に理事会を開催して代表理事を選定。その他、組織変更計画書において、定款に定める事項として代表理事の氏名（最初の代表理事に限る）を記載しておき、当該組織変更計画書を承認する方法等もある。

※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ相談することが望ましい。

（労協法附則第19条、第15条第1項、第12条・労協法第27条・労協令第4条、第3条第1項）



⑥組織変更の届出

- ・NPO法人を管轄する行政庁（主たる事務所が所在する都道府県の知事（指定都市の区域内のみに所在する場合には、当該指定都市の長）に対し、遅滞なく、組織変更の届出
- ・労働者協同組合を管轄する行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に対しては、効力発生日から2週間以内に組織変更の届出

（労協法附則第19条、第12条・NPO法第9条・労協法第27条、第132条）

【補足事項】組織変更計画に規定する事項（労協法附則第16条第4項、第5条第4項）

- ① 組織変更後の組合の事業、名称及び事務所所在地
- ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
- ③ 組織変更後組合の理事の氏名
- ④ 組織変更後組合の監事の氏名
- ⑤ 効力発生日
- ⑥ その他、厚労省令で定める事項